

奈良県職員採用に係る戦略的広報展開業務委託 質問・回答一覧

| 質問管理番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|--------|------|---|---|
| 1 | 動画 | 現在、すでにある動画(奈良県全体の紹介動画の1本、採用職種別動画の3本など)から改善したいポイントがあれば教えてください。 | 特にありません。 |
| 2 | | 様々なアピール方法があるが、これはNGというものはあるか。一般的には、誹謗中傷や宗教的表現はNGではあるが、その他NGな項目として、避けて欲しいことがあれば伺いたい。 | 留意事項については、仕様書P.4「○各種コンテンツの制作・配信等における留意事項」等をご確認ください。 内容は、受託者決定後に受託者と県が協議し、詳細を決定することとしています。 |
| 3 | | 採用職種別動画で、特に優先順位の高い職種があれば伺いたい。 | 特にありません。 職種は、受託者決定後に受託者と県が協議し、詳細を決定することとしています。 |
| 4 | | 「採用職種別動画は5本以上」との記載があるが、1本あたりに1～3職種を、県との相談の上、適宜振り分けて扱う構成は可能か。 また、扱いたい職種の優先順位や、一緒に1本に扱いたい職種の組合せはあるか。 | 可能です。 動画の構成や対象職種は、受託者決定後に受託者と県が協議し、詳細を決定することとしています。 |
| 5 | | 奈良県は、どのような職員(人物像)を求めているか。 また、過去にどのような方の応募が多かったか。 | 県が求める人物像は、奈良県ホームページに掲載している「奈良県職員採用戦略」(「奈良県行政運営の基本計画」P.25～P.27)をご確認ください。 【URL】 https://www.pref.nara.jp/secure/293085/奈良県行政運営の基本計画(令和5年9月改定).pdf 過去の応募者については、お答えできません。 |
| 6 | | 現在、奈良県職員として働かれている方で、前職では何をされていたのか、分かる範囲で教えてください。 | 県では、様々な経験を有する職員が勤務しています。 |
| 7 | | 県(全体)の紹介動画について、「令和5年度に制作した県(全体)の紹介動画を活かしつつ」とあるが、上記の紹介動画の一部を抜き出して使用することや、ナレーションやテロップ、BGMなどを変更することは、問題ないという解釈で問題ないか。 また、上記の紹介動画についての変更を加えるにあたって、元データを共有いただけるという解釈で問題ないか。 | 仕様書P.2「(i)県(全体)の紹介動画」趣旨に示すとおり、「令和5年度に制作した県(全体)の紹介動画を活かしつつ、新たな視点からPR動画とすること」としているため、原則、令和5年度の動画は使用せず、新たな動画を制作してください。 |
| 8 | | 本業務における配信はいつからを想定しているか。 | 動画の制作が完了次第、速やかに配信する予定としています。 制作スケジュールは、受託者決定後に受託者と県が協議し、詳細を決定することとしています。 |
| 9 | SNS | PR投稿以外のノウハウ系の投稿(例:地域のお役立ち情報や観光情報など)をInstaramアカウントから行うことは可能か。 | より多くの求職者に県の魅力を広く伝え、就労意欲の喚起を図るために、この度、新たに採用情報等を発信するInstagramを開設します。 具体的な投稿内容は、受託者決定後に受託者と県が協議し、詳細を決定することとしています。現時点では、本業務に関係のない投稿は予定していません。 |
| 10 | | 奈良県庁の公務員になる方々は、現状どういった地域にお住まいの方が多いか。(多くが奈良県、ならびに近くの地域にお住まいの方が知りたい。) | 効果的な動画制作やSNSによる情報発信に必要となる求職者の属性(居住地、志望理由等)は、受託者決定後、提供可能な範囲で提供します。 |
| 11 | | 新卒で奈良県庁の公務員になる方と、転職して奈良県庁の公務員になる方では、双方のパターンで、どういったところに魅力を感じ、応募しているか。 | 効果的な動画制作やSNSによる情報発信に必要となる求職者の属性(居住地、志望理由等)は、受託者決定後、提供可能な範囲で提供します。 |
| 12 | | 新たにInstagramのアカウントを開設するが、来年度以降も利用する認識で問題ないか。 | そのとおりです。 |
| 13 | | 目標設定について受託後速やかに計画となっているが、現状で設定・想定されているものはあるか。 | 現時点ではありません。 受託者決定後に受託者と県が協議し、詳細を決定することとしています。 |
| 14 | 支払 | 契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日まで、また、契約金額の上限は、12,513,600円(消費税及び地方消費税を含む)とあるが、契約完了月(令和7年3月末)に、一括で請求させていただき、支払われることになるのか。 もしくは、契約期間の途中で、概算払いでの精算手続対応は可能か。 | 受託者は、全ての業務完了後、県による検査を終了した後に委託料を請求するものとし、県はその請求があった日から30日以内に一括でお支払いする予定としています。 |